

ご存じですか 成年後見制度



成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害などによって物事を判断する能力が不十分な人を、その代理人(成年後見人等)が法的に支援する制度です。

成年後見制度には、すでに判断能力が不十分な人のための「法定後見制度」と、将来判断能力が不十分になったときに備えてあらかじめ成年後見人等を決めておく「任意後見制度」の2種類があります。

【問】 高齢者サポートセンター総和(健康の駅) Tel92-5920

成年後見人等の仕事は？

本人の意思を尊重し、身体の状態や生活状況に配慮しながら行います。

◆成年後見人等ができること(例)

- ・日常的な金銭管理
- ・福祉サービス等の契約
- ・入院、施設等入所契約
- ・相続の遺産分割等

◆成年後見人等ができないこと(例)

- ・身元引受人や保証人になること
- ・手術等の同意
- ・買い物や通院の付き添い等



こんな時に利用できます

- ・認知症の父のために、父の口座から預金を引き出したい
- ・認知症の母が、使うはずもない高額な健康器具などを買わないようにしたい
- ・老人ホームにいる認知症の母の年金を、兄が勝手に持ち出さないようにしたい
- ・一人暮らしで老後が心配。自宅で生活ができなくなったら老人ホームに入所したいが、その手続きや支払いをしてほしい



地域の相談窓口にご相談ください

高齢者サポートセンター
【問】 高齢者サポートセンター
総和 Tel92-5920

在宅介護支援センター
【問】 高齢者サポートセンター
総和 Tel92-5920

成年後見サポートセンター
こが【問】 Tel48-0994

地域で暮らす高齢者の皆さんのための「総合相談窓口」です(市内3カ所に設置)。成年後見制度をはじめ介護・認知症などについて、ご相談ください。



市が委託している「高齢者やその家族等の身近な相談窓口」です(24時間365日相談可能)。お住まいの地区の支援センターにご相談ください。



成年後見制度などに関する相談を随時受け付けています。また、家庭裁判所に申し立てをする際の必要書類の説明や、申立書の書き方等の支援を行います。



平成30年4月1日から 子どもの医療費が無料に

健康保険に加入している0歳から中学3年生までの医療費が4月1日から無料になります。

【問】 国保年金課(古河庁舎) Tel22-5111



助成内容

- 入院・外来の医療費(マル福・マル古)自己負担額

医療機関への支払額	
外来	入院
1日600円 月2回まで	1日300円 月3,000円まで
	※入院時の食事代は対象外です。

4月からは
支払額が還付され
無料になります

- ※還付口座の登録が必要です。
- ※振り込みには診療月から3カ月程度かかります。
- ※医療福祉費決定通知書(はがき)は省略します。

助成方法

- 県内の医療機関を受診した場合

これまでどおり自己負担額を支払い、後日支払額が指定の口座に振り込まれます。



①自己負担額を支払う

③後日、口座に返金



②病院が市役所に報告



- ※市役所窓口で申請が必要なケース(医療機関ごと)

- ・月に1回受診、自己負担額が600円未満のとき
- ・月に2回受診、1回目600円未満、2回目も600円未満のとき

- 県外の医療機関を受診した場合

マル福・マル古受給者証は使用できませんので、健康保険証のみで受診し、医療費をお支払いください。後日、市役所で手続きをしてください。

その他

古河市独自で実施している「学生マル古(19歳・20歳)」は、平成30年3月31日で終了します。ただし、平成29年度に19歳で学生マル古の資格を持っている人は、経過措置として平成30年度に限り申請できます。